

伊勢市議会基本条例 骨子 【確定】

○ 前文

伊勢市議会は、二元代表制のもと、また、地方分権及び地方創生にかかる積極的な関与の必要性が求められる中、議会としての役割を最大限に果たすため「改革先行型」で、継続して議会の制度改革及び活性化に取り組んできた。

市民への情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求め、伊勢市議会議員同士が自由闊達な討議を通し、論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって、その執行を監視し、さらには、課題解決のために政策立案・政策提言ができる議会を目指す必要がある。

市議会及び議員は、公正性・透明性を堅持し、さらに市民に開かれ、信頼される議会の創造に向け、真摯な活動が求められるところである。

このような認識のもと、市議会は、地方自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不断の努力を重ねることを誓うとともに、各自が議員としての自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示し、ここに伊勢市議会基本条例を制定する。

1 目的

この条例は、地方自治の本旨に基づき、伊勢市議会及び伊勢市議会議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、伊勢市民の負託にこたえ、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とします。

2 議会の役割

- 1 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負うものとします。
- 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行うものとします。

3 議会の活動原則

- 1 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとします。
 - (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会であること。
 - (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
 - (3) 議員相互間の自由な討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
 - (4) 議長又は副議長を選出するときは、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにすること。

4 議員の活動原則

- 1 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を推進するものとします。
- 2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をするものとします。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動するものとします。

5 議長の責務と役割

- 1 議長は、議会において中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとします。

6 大規模災害時の議会の対応

- 1 議会は、大規模災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとします。
- 2 大規模災害への対応について基本的な事項は、別に定められます。

7 会派

- 1 議員は、同一理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派を結成することができるものとします。
- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができるものとします。

8 市民参加及び市民との連携

- 1 会議は、原則公開とします。
- 2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすものとします。
- 3 議会は、議会報告会等の市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとします。
- 4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとします。

9 請願及び陳情

議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとし、この場合において、請願者に対して説明及び意見陳述を行う場を設けることができるものとし、

10 議員定数

- 1 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意思を市政に十分に反映させることが可能となるように定めるものとし、
- 2 議員定数は、別に条例で定めます。

11 議員報酬

- 1 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚するものとし、
- 2 議員報酬は、別に条例で定めます。

12 議会と市長等との関係

- 1 会議における議員と市長及び執行機関の職員の質疑応答は、市政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとし、
- 2 議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとし、
- 3 市長等は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができるものとし、

13 法第 96 条第 2 項の議決事件

- 1 議会は、議決機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとします。
- 2 前項の規定による議決事件に関しては、別に条例で定め~~ら~~ます。

14 定例会の回数及び会期

- 1 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定するものとします。
- 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定めます。

15 予算・決算における説明資料の作成

市長は、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとします。

16 委員会

- 1 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならないものとします。
- 2 委員会は、積極的に継続調査事項を定めるものとします。

17 政務活動

- 1 会派は、法第 100 条第 14 項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならないものとします。
- 2 議会は、会派により行われた調査研究の成果を共有するよう努めます。
- 3 政務活動費に関しては、別に条例で定めます。

18 議員研修

議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとします。

19 議会改革への取り組み

議会は、議会改革に継続的に取り組むものとします。

20 広報広聴機能の充実

- 1 議会は、議案審議の結果等について、多様な媒体を用いた市民への情報提供に努めるものとします。
- 2 議会は、議会に対する市民の意向の把握に努めるものとします。
- 3 議会は、広報広聴機能の充実を図るため、議員で構成する広報広聴に係る特別委員会を設置するものとします。
- 4 広報広聴に係る特別委員会については、別に定めます。

21 議員倫理

- 1 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならないものとします。
- 2 議員倫理については、別に条例で定めます。

22 議会事務局

議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとします。

23 議会図書室

- 1 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、市民、市職員の利用に供するものとします。
- 2 議会図書室の管理及び運営については、別に定めます。

24 他の条例との関係

この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとします。

25 見直し手続

- 1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要に応じて改正するものとします。
- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとします。